国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行期日を定める政令案要綱

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法第五十六号）の施行期日を平成十九年十一月二十二日とすること。